

議案第 8 6 号

令和 7 年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 5 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 3 1 0, 6 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

養 老 町 長 川 地 憲 元

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		226, 109	2, 554	228, 663
	1. 他会計繰入金	226, 109	2, 554	228, 663
歳入合計		3, 308, 052	2, 554	3, 310, 606

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		72,647	2,149	74,796
	1. 総務管理費	71,440	2,149	73,589
4. 保健事業費		37,151	405	37,556
	2. 保健事業費	10,914	405	11,319
歳出合計		3,308,052	2,554	3,310,606

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	226,109	2,554	228,663
歳入合計	3,308,052	2,554	3,310,606

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	72, 647	2, 149	74, 796			2, 149	
4. 保健事業費	37, 151	405	37, 556			405	
歳出合計	3, 308, 052	2, 554	3, 310, 606			2, 554	

2. 歳入

(款) 5. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	226,109	2,554	228,663
計	226,109	2,554	228,663

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員給与費等繰入金	2,554	職員給与費等繰入金 2,554

3. 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	70,742	2,149	72,891			2,149	
計	71,440	2,149	73,589			2,149	

(款) 4. 保健事業費 (項) 2. 保健事業費

1. 保健衛生普及費	10,914	405	11,319			405	
計	10,914	405	11,319			405	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	957	国保関係職員費 2,149
3. 職員手当等	704	
4. 共済費	488	

2. 給料	206	国保関係職員費 405
3. 職員手当等	202	
4. 共済費	△3	

給与費明細書

1. 一 般 職

(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	6	0	22,578	14,581	37,159	10,396	47,555	
補 正 前	6	0	21,415	13,675	35,090	9,911	45,001	
比 較	0	0	1,163	906	2,069	485	2,554	

(単位:千円)

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補 正 後	0	0	0	204	4,952	5,017	4,305
	補 正 前	0	276	0	259	4,602	4,588	3,854
	比 較	0	△ 276	0	△ 55	350	429	451
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	児 童 手 当	夜 間 休 日 勤 務 手 当	出 動 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	
	補 正 後	103	0	0	0	0	0	
	補 正 前	96	0	0	0	0	0	
	比 較	7	0	0	0	0	0	